

都市計画法施行令第 29 条の 9 第 1 項第 6 号

(浸水想定深最大 3.0m 以上の土地の区域) の取り扱いについて

令和 4 年 4 月 1 日施行の都市計画法改正により、条例で指定する区域から除外することとされる区域の改正が行われました。「都市計画法施行令第 29 条の 9 第 1 項第 6 号」に関し、安全対策を行った場合の取り扱いを下記のとおり定めるものとする。

記

- ・開発区域が浸水想定深最大 3.0m 以上である土地の区域を含む場合において、敷地の地盤面の嵩上げを行い、安全上及び避難上の対策を講じる場合は、条例で指定する区域から除かれる区域として扱わない（ただし、家屋倒壊等はん濫想定区域は除く）。

【解 説】

- ・「敷地の地盤面の嵩上げ」

接続道路を BM（ベンチマーク）±0cm とし、建築物が接する地盤面を BM+40cm 以上盛土する計画であること。

- ・「安全上及び避難上の対策」

2 階以上に居室を有し、垂直避難が可能な計画であること。

【施行期日】

この取り扱いは、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。